

(平成21年3月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から 41 年 3 月までの期間及び 50 年 7 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 50 年 7 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 7 月に帰国後、国民年金に加入し、同年同月から国民年金保険料を納付していた。

申立期間②の国民年金保険料について、私は還付を受けた記憶は無く、申立期間が還付済みとされているのは納得できないことから、保険料を納付済みと認めてほしい。

また、当該還付について納得したわけではないが、昭和 55 年ごろ、国民年金に再度加入し、50 年 8 月以降の国民年金保険料をさかのぼって再度納付したはずであるにもかかわらず、52 年 9 月から 53 年 3 月までの保険料が未納とされているのは納得できない。さらに、その際に既に申立期間②の保険料を納付していたのだから、それが明らかであれば、未納となっている申立期間①について保険料を納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号（一つ目）の前後の任意加入者の加入時期から、申立人が昭和 50 年 8 月ごろに A 市において国民年金の加入手続を行ったことが確認できるとともに、同市の国民年金被保険者名簿により、i) 申立人が国民年金の被保険者資格を 50 年 7 月 1 日にさかのぼって取得したこと、ii) 申立期間の国民年金保険料を納付したこと及びiii) 53 年 5 月 9 日に、50 年 7 月 1 日に資格を取得したことの取消手続が行われたことが確認できるが、申立人の申立期間については、国民年金の強制加入期間に該当し、社会保険庁の記録を前提としても、事実と異なる資格取消手

続により還付手続が行われたことが認められることから、申立期間の国民年金保険料は納付していたものと認められる。

2 また、申立人の国民年金手帳記号番号（二つ目）の前後の任意加入者の加入時期から、申立人が昭和 55 年 3 月ごろに A 市において再び国民年金の加入手続を行ったことが確認できるとともに、申立人が所持する領収書により、申立人が、同年 4 月 25 日に、53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していること、及び 55 年 6 月 27 日に、50 年 8 月から 52 年 7 月までの保険料を特例納付していることが確認できるが、i) 55 年 6 月の特例納付において、52 年 9 月から 53 年 3 月までの保険料も特例納付することが可能であり、前後の期間が納付済みであるのに、当該期間が未納とされているのは不自然であること、ii) 55 年 6 月の特例納付による納付期間が、申立人が所持する領収書では 50 年 8 月から 52 年 7 月までと記載されているにもかかわらず、社会保険庁の記録では、52 年 8 月も納付済みとなっていること、iii) 55 年 4 月の過年度納付において、53 年 1 月から同年 3 月の保険料も納付することが可能であったことなどを考え合わせると、申立人が、短期間である 52 年 9 月から 53 年 3 月までの 7 か月の保険料だけを再度納付しなかったとは考え難い。

3 しかしながら、申立人は、昭和 55 年に第 3 回特例納付において 50 年 8 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料（32 か月）を納付したものと考えられるが、当該期間は、国民年金保険料が納付済みの期間であることを踏まえると、申立人は、当時、特例納付の対象期間であった 38 年 8 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料（32 か月）を納付したものと考えるのが相当である。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、また、50年10月から51年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から46年3月まで
② 昭和46年7月から47年3月まで
③ 昭和50年10月から51年3月まで

申立期間①については、美容院に住み込みで働いており、国民年金の加入手続は美容院の先生がしてくれ、国民年金保険料は、美容院へ集金に来た隣組の組長に納付していた。また、申立期間②については、アパートを借りて別の美容院に通勤していたが、保険料は納付していたと思う。申立期間①及び②が未納とされているのは納得できない。

申立期間③については、夫は重複納付で還付とされているが、私が夫の分と一緒に納付していたので、私の分も重複納付となっているはずであるにもかかわらず、申立期間③が重複納付とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、当時住み込みで働いていた美容院の先生が行ったと主張しているところ、当時申立人と一緒に勤務していたとする元同僚は、「国民年金の加入手続は、20歳のころに美容院の先生が行ってくれ、国民年金保険料は、年配の男性が集めに来てくれ支払った。美容院で働いている人皆で納めていたことを覚えている。」と証言している上、同人の申立期間①については、納付済みとなっている。

また、申立期間③については、申立人の夫の昭和50年7月から51年3月までの国民年金保険料が、重複納付により51年3月に還付されている一方、

申立人の同期間については重複納付の記録が存在しなかったところ、同期間のうち、申立期間③を除いた50年7月から同年9月までの保険料について、申立人が所持する領収書により重複納付が判明し、平成20年3月に還付されていることが確認できることから、申立人は、申立期間③の領収書は所持していないものの、その直前の期間の記録が漏れていたことを考え合わせると、申立期間③についても夫婦二人分を重複納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、申立期間①とは異なり、申立人は、アパートを借りて別の美容院に通勤していたとしていることから、国民年金保険料は自分で納付しなければならないところ、申立人に申立期間②の保険料の納付方法、納付金額等の記憶は無い上、申立人が申立期間②について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められ、また、50年10月から51年3月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで

国民年金保険料については、妻が家計をやり繰りして納付しており、納付が遅れることもあったが、その場合は後からまとめて納付した。申立期間の保険料については、妻が夫婦二人分を納付していたはずであり、妻の分が納付済みとなっているにもかかわらず、私の分が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A町（現在は、B市）の国民年金被保険者カードにより、申立人が昭和50年8月30日に国民年金の加入手続を行い、49年10月1日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を新規に取得していることが確認できることから、50年8月の時点において、申立期間の国民年金保険料については、過年度納付することが可能である。

また、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は、昭和50年7月から51年3月までの国民年金保険料を重複納付し、51年3月に還付されていることが確認できることから、過誤納金は、時効となっていない未納保険料に充当後、残余がある場合に還付することになっていることから、申立期間は、還付時において納付済みと記録されていた可能性がある。

さらに、申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から同年 11 月まで

私は、国民年金に未加入及び未納は無いものと思っていたが、ねんきん特別便を見て、申立期間が未加入とされていることを知った。社会保険事務所に照会したところ、「申立期間の国民年金保険料については、いったん納付されたが、還付されている。」との回答であったが、還付請求を行った記憶も無ければ、還付金を受け取った記憶も無く、申立期間が還付により未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、申立人の国民年金被保険者資格の喪失年月日について、当初は昭和 45 年 12 月 1 日とされていたものが二重線で消され、同年 2 月 1 日へと訂正されていることが確認できるが、申立人の申立期間については、国民年金の強制加入期間に該当し、社会保険庁の記録を前提としても、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたことが認められることから、当該期間の国民年金保険料は納付していたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで
年金には必ず加入しなければならないものと思っており、任意加入の期間も加入を続け、国民年金保険料を納付してきた。納付が遅れてしまったこともあったが、その場合は社会保険事務所に出向き、過年度納付により未納を解消しているため、未納は無いはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人は、昭和 41 年 10 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できるとともに、申立人が所持する年金手帳により、同年 4 月 16 日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を新規に取得していることが確認できることから、申立人は、同年同月以降、申立期間を除き、61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまでの期間について、現年度納付及び過年度納付により国民年金保険料をすべて納付しており、任意被保険者期間を含む全期間について、未納が無いように努めていたことがうかがえる。

また、申立期間は 1 年と短期間であり、その前後は納付済みである上、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人が昭和 57 年 8 月 5 日に、56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるが、当該納付の時点において、申立期間のうち、55 年 7 月から 56 年 3 月までの保険料も納付することが可能であったにもかかわらず、申立人がこれを放置しておくとは考え難いことから、申立期間は、当該納付時において納付済みと記録されていた可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 9 月まで

平成 5 年 9 月ごろ、免除期間の追納ができる期限が迫っている旨のはがきが来たので、すぐに社会保険事務所に電話し、昭和 58 年 12 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料の追納申出を行い、後日届いた納付書で、平成 5 年 10 月に金融機関で一括納付したにもかかわらず、昭和 58 年 12 月分だけが追納済みとなっており、申立期間が免除のままとされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立てのとおり、平成 5 年 9 月 28 日に、昭和 58 年 12 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料の追納申出が行われたことが確認できる上、申立人が、平成 5 年 10 月に、昭和 58 年 12 月の保険料を追納したことが確認できるところ、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められることから、平成 5 年 10 月の追納の時点において、合わせて追納申出を行っている申立期間の 9 か月を追納しなかったとは考え難い。

また、社会保険事務所では平成 5 年当時、追納期限の迫った免除期間を有する者に対して、はがきによる追納勧奨を行っていたことが確認でき、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長野国民年金 事案 488

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から48年3月までの期間、52年4月から53年3月までの期間、54年1月から同年3月までの期間及び54年12月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月から48年3月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで
③ 昭和54年1月から同年3月まで
④ 昭和54年12月から55年3月まで

昭和50年ごろ、それまで国民年金に加入していなかったが、市役所からの特例納付制度の広報により、過去に未納であった国民年金保険料をさかのぼって納付できるので、国民年金に加入した。商売も軌道に乗っていたので、私が夫婦二人分の保険料を納付しており、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和50年7月ごろ、市役所からの特例納付制度の広報により、国民年金保険料をさかのぼって納付できるので、国民年金に加入した。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の加入時期から同年7月ごろ国民年金の加入手続を行い、国民年金制度発足時の36年4月にさかのぼって国民年金被保険者資格を強制で取得したが、その後申立人の夫も国民年金の加入手続を行った際に、夫は35年2月から41年8月末までは厚生年金保険の被保険者であったことが確認され、申立人は同期間、任意加入期間だったことが判明し、国民年金被保険者資格取得年月日が41年9月1日に訂正されていることが、A市の国民年金被保険者名簿（紙台帳）及び社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）から確認できる。

また、申立期間①については、申立人が、「特例納付制度により、国民年金保険料をさかのぼって納付できるので、国民年金に加入した。」と主張し

ているところ、申立人の夫も昭和 50 年 10 月に国民年金の加入手続を行っており、この時期は第 2 回目の特例納付制度を利用して保険料を納めることが可能な時期であり、その夫については、特例納付制度を利用し、昭和 41 年 9 月から 48 年 3 月までの保険料を納付していることが、申立人の所持している夫の領収書及び社会保険庁の特殊台帳から確認でき、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人は、「この時期、自営の商売も軌道に乗ってきたうえ、夫の所有していた不動産を売却した際の代金で夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。」と主張しており、不動産登記簿において申立人の夫が不動産を売却したことは確認済みであり、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

加えて、申立期間②、③及び④については、申立人が国民年金加入後の夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しており、申立人の夫は、当該期間の保険料がすべて納付済みである上、申立人夫婦の納付年月日が確認できる昭和 51 年 4 月から 55 年 3 月までの期間及び申立期間後である 56 年 11 月から 58 年 3 月までの期間についても、夫婦同一日に保険料を納付していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和57年9月30日）及び資格取得日（58年9月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月30日から58年9月1日まで

A社B工場に昭和57年5月1日から58年10月26日まで継続して勤務したが、厚生年金保険に57年9月から58年8月まで加入していないことになっている。

事業主から、申立期間について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させるという話は聞いたことは無いし、申立期間当時に勤務形態や勤務内容の変更は無く、厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人は、A社において昭和57年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年9月30日に資格を喪失後、58年9月1日に同社において再度資格を取得しており、57年9月から58年8月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間に継続してA社に勤務していたことが確認できる上、元事業主、同社B工場の元工場長及び元同僚の証言により、申立期間に雇用形態及び業務内容に変更が無かったことが認められる。

また、昭和57年9月29日時点におけるA社の全被保険者37名のうち、

申立人と同様に同年9月30日に資格を喪失後、58年9月1日に同社において再度資格を取得している者が25名（申立人を含む。）いるが、元事業主の実弟である同社B工場の元工場長は、「継続勤務していた者に資格喪失期間があったことは知らなかった。」と証言していること及び58年12月12日に実施された社会保険事務所の総合調査において、上記25名のうち、8名のみが遡及訂正され申立期間が被保険者期間となっているが、同社B工場を含め同社の社会保険事務手続を一手に担っていた元事業主は、「25名全員、申立期間について57年9月30日の資格喪失以前と雇用形態に差異は無い。」と証言している上、雇用保険及び元同僚の証言から25名全員が継続勤務していたことが確認でき、8名とその他の者の間に雇用形態等についての差異はうかがえないことから、遡及訂正された8名と同様に、申立人を含む17名も厚生年金保険の被保険者たるべき者であったと考えるのが自然である。

さらに、上記25名の中に申立期間について国民年金保険料を納付している者は一人もいない上、元同僚十数名から聴取しても勤務を継続していながら被保険者資格を失っていたことを全く承知しておらず、当時のことを記憶しているすべての者が厚生年金保険料は変わらず控除されていたと証言しており、申立期間について給与から保険料が控除されていないなら手取額が増えるところ、これらの者全員が給与額の変化に気付いていないのは不自然であり、かつ、元事業主は、「申立期間に厚生年金保険料を給与から控除していたかどうかは、はっきりと覚えていない。しかし、多くの元従業員が、申立期間に厚生年金保険料を給与から控除されていたと証言しているのであれば、厚生年金保険料を控除していたのだと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、元同僚の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和57年9月から58年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年10月1日から27年10月1日まで
② 昭和28年4月20日から29年12月25日まで

平成元年ごろに社会保険事務所へ年金受給の手続に行ったとき、受け取っていない脱退手当金が支給されていることを知った。脱退手当金が支給となっているA社B支店はC県に本社があり、急に業務を本社に引き上げたために閉店となり退職したので、会社から退職時に脱退手当金についての説明も受けておらず、脱退手当金が支給されたとの取扱いになっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が無いが、当時再交付の場合でも脱退手当金が支給されている場合には支給を示す表示をすとの社会保険庁の通知が存在し、D社会保険事務局が行った聴取において、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所に勤務していた元職員は、「再交付の厚生年金被保険者証においても通達どおり当該表示をしていた。」と回答している。また、社会保険庁の脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と44円相違している。

さらに、申立人が勤務していたA社B支店の厚生年金保険の全被保険者11名で脱退手当金の支給要件を満たしている申立人を含む女性3名のうち、申立人以外の2名には支給記録が無い上、このうち1名は、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることを踏まえると、当該事業所が慣例的に代理請求を行っていたとは考え難い。

加えて、申立人は、脱退手当金の支給決定日である昭和30年4月15日に

は既に妊娠（同年6月26日長女出生）しており、夫からの「妊娠してからはE市外に行ったことはない。」との証言及び当時の居住地と脱退手当金の請求受付庁との距離を勘案すると、申立人が脱退手当金の請求を行っていないという主張は信用できる上、国民年金を任意加入期間でありながら、37年2月から加入・納付し、その後全期間納付していることを踏まえると、申立人が脱退手当金の請求を行ったとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から47年3月まで

昭和42年12月の入籍と同時に、夫が市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずであり、また、国民年金保険料については、数か月ごとに自治会の組長が集金に来ており、夫が夫婦二人分を納付していたはずであり、夫の分が納付済みとなっているにもかかわらず、私の分が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人が昭和47年10月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳により、同年4月1日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前の42年12月ごろに申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「昭和42年12月の入籍と同時に、夫が市役所で国民年金の加入手続をしてくれた。」と主張しているが、その夫は、「仲人の伯父が婚姻届の提出と一緒に国民年金の加入手続もしてくれたはずである。」としており、その伯父は既に他界しその証言を得ることはできないことから、国民年金の加入手続の状況が不明である上、申立人の婚姻日は日曜日であることから、婚姻届の提出と併せて国民年金の加入手続を行うことはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫の、納付金額についての記憶は曖昧である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 52 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 52 年 1 月まで

昭和 52 年 1 月ごろ、A 町役場において国民年金の加入手続を行った際、担当職員から、「昭和 51 年 6 月にさかのぼって納付できる。」と言われたので、申立期間の国民年金保険料として 9 千数百円を納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続時に、さかのぼって申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持する年金手帳により、申立人が昭和 52 年 2 月 2 日に国民年金の任意加入手続を行ったことが明らかであり、任意加入はさかのぼって資格取得することができないため、申立期間については制度的に未加入期間であったことから、保険料を納付することはできない。

また、A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者名簿においても、国民年金保険料の納付は、任意加入した昭和 52 年 2 月からとなっており、同年 1 月以前の欄には未加入期間を示す斜線が引かれている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「9 千数百円を納付した。1 万円未満であることは確かである。」と主張しているが、申立期間の実際の保険料額は 1 万 1,200 円であり、申立人の記憶と異なる上、A 町の国民年金被保険者名簿により、申立人が、昭和 52 年 2 月及び同年 3 月の保険料を同年 9 月 10 日に過年度納付していることが確認できるところ、52 年 9 月の時点においてさかのぼって納付することが可能な 52 年 2 月から同年 6 月までの保険料額が 9,400 円であることを踏まえると、申立人は、同期間の納付を申立期間の納付と混同しているものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 26 日から 37 年 6 月 1 日まで
② 昭和 37 年 6 月 1 日から 38 年 5 月 21 日まで

平成 19 年 7 月に社会保険事務所に問い合わせたところ、A社及びB社(現在は、C社)に勤めた期間について脱退手当金支給済みとの回答があったが、脱退手当金は受け取っていない。若い時には厚生年金保険の脱退方法があるとは知らず、誰からも教えてもらっていない上、請求や受取の記憶は無いので、脱退手当金が支給されたとの取扱いになっていることは納得できない。

また、平成 20 年 4 月 8 日に社会保険事務所に出向き、保管されていた脱退手当金裁定請求書の写しを見せてもらったが、自分の筆跡とは違う。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管していた脱退手当金裁定請求書には、申立人の氏名・捺印がある上、申立人の当時の住所地にあった社会保険事務所の昭和 39 年 2 月 14 日付けの受理印並びに回送を受けた脱退手当金裁定社会保険事務所の同年 3 月 14 日付けの受理印及び同年 4 月 24 日に支給決定されたことを表す印があるほか、初めて被保険者として使用された事業所の名称・所在地の記載、最後に被保険者として使用された事業所の名称・所在地の印があり、いずれの日付や内容も社会保険庁のオンライン記録と一致しているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱D(社会保険事務所名)」の表示が記されているなど申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から29年12月まで
申立期間については、A社（現在は、B社）に勤務し、鉛版の仕事をして
いたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かったので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の証言により、申立人が申立期間当時、A社に勤務し、鉛版の仕事をしてきたことは確認できたが、具体的な勤務期間についての証言は得られず、勤務期間を特定することはできなかった。

また、申立人が元同僚と説明している者から当該事業所に入社した時期を聴取し、厚生年金保険の被保険者資格取得日と比較したところ、いずれの者も、入社したと証言している時期から1年以上経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、当該事業所が当時の事情に詳しいとしている元従業員は、「当時の総務担当者から、入退社の出入りが激しかったため、入社から1年以上厚生年金保険に加入させていないこともあったと聞いた。」と説明していることから、当時当該事業所では、入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったと考えられる。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後の期間において被保険者資格を取得した者の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていない。

加えて、当該事業所では、当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）を既に廃棄している上、このほか、申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年から 44 年まで
② 昭和 53 年 6 月 24 日から 54 年 12 月 24 日まで
③ 昭和 55 年 8 月 23 日から 57 年 4 月 16 日まで
④ 昭和 57 年 4 月 16 日から 58 年 9 月 17 日まで
⑤ 平成元年 4 月 11 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間①については、A社の下請けをしていたB社から給料をもらって、Cダムの工事現場で重機の操作業務に従事していた。また、申立期間②、③、④及び⑤については、季節移動労働者手帳に掲載されている4つの雇入通知書の現場で働いていた。申立期間①、②、③、④及び⑤について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は、Cダムの工事現場でA社の下請会社のB社で働いたと主張しているが、社会保険庁の記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、当該事業所の所在は不明であり、A社など工事現場の関係者からの有力な証言も得られないことから、申立期間に係る申立人の勤務実態は不明である。
- 2 申立期間②、③及び④については、申立人が所持する季節移動労働者手帳の雇入通知書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、当該期間にD社E作業所、F社G作業所及びH社I作業所で勤務したことが確認できるものの、社会保険庁の記録によると、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、いずれの事業所も当時の工事現場の住所からの移転先が不明であることから、関係者からの有力な証言を得ることができない。

- 3 申立期間⑤については、申立人が所持する当該手帳の雇入通知書により、申立人は、当該期間にJ社K出張所で勤務していたことが確認できるものの、社会保険庁の記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、当時の事業主は、「当時は現場作業員を厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。
- 4 申立期間①、②、③、④及び⑤については、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）が無い上、このほか、申立期間について申立人が事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。
- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月ごろから34年5月ごろまで
昭和31年12月ごろに自衛隊を辞めた後、32年1月ごろからA社に就職し、タクシーの運転手として勤務した。当時の写真も残っており勤務していたのは確かであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する写真により、申立人が当時、A社（現在は、B社）に勤務していたことは推認できるものの、当時勤務していた8名の元同僚の証言からは、当該事業所において申立人が勤務していたことを明確に記憶している者はおらず、申立人の勤務期間及び勤務実態は不明である。

また、上記同僚のうち、運転手であった6名の元同僚の証言からは、入社後数か月の試用期間があったとしており、このうち5名が厚生年金保険に加入するまで入社後2か月から7か月程度の期間を要しており、当時の当該事業所は、入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことが推認できる。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間及びその前後の期間において、健康保険の整理番号は連番で欠番が無く、申立人の氏名は無い。

加えて、当該事業所では、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に廃棄されている上、このほか、申立期間について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除させていたことをうかがわせる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 1 月 6 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 20 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
工業学校を繰り上げ卒業し、昭和 19 年 1 月 6 日に A 社 B 工場に入社してから、25 年 4 月 16 日の退職する日まで継続して勤務した。
申立期間について厚生年金保険が未加入であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 健康保険組合 B 支社の健康保険被保険者名簿により、申立人が昭和 19 年 1 月 10 日に健康保険の被保険者となっていることが確認でき、また申立人と同様の繰り上げ卒業で同期入社複数の元社員が、同年 1 月 6 日に入社したと証言していることを踏まえると、申立人は、同年 1 月 6 日に A 社 B 工場（現在は、C 社）に入社したことが認められる。

しかし、当該事業所が保管する厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する厚生年金保険手帳番号払出簿によると、昭和 19 年 1 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した当該事業所の社員は 135 名で、この中に申立人は含まれておらず、約 1,800 名もの社員が一斉に被保険者資格を取得した同年 6 月 1 日に、同期入社元社員も含め申立人が被保険者資格を取得していることが確認できる。このことについて、当該事業所は、当該名簿で確認できるもの以外に事実関係は不明であると説明している。

また、当該事業所が保管する会社記念誌年表及び退職者名簿によると、昭和 20 年 9 月末に GHQ の指令により、当該事業所の工場は閉鎖し、残務整理要員以外の全従業員を同年 9 月 30 日付けで退職させており、申立人も同名簿により退職していることが確認できるが、同工場は、GHQ から民需生産転換が許可され約 1 か月後に工場を再開し退職者を再雇用しており、この時申立人も

職場復帰しており、厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が同年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所では、厚生年金保険被保険者名簿及び退職者名簿以外に申立期間①及び②に係る関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）が無い上、このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。